○南伊豆町合宿等誘致補助金交付要綱

（平成29年３月31日要綱第９号）

改正　平成31年２月18日要綱第11号　令和元年５月29日要綱第４号

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、スポーツ団体、文化団体等が行う合宿等（以下「合宿等」という。）の誘致を推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南伊豆町補助金の交付等に関する規則（平成17年規則第１号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条　この要綱において「合宿等」とは、スポーツ団体、文化団体等が実施又は参加する合宿、大会若しくは発表会等であって、町内に宿泊するものをいう。

(補助対象者)

第3条　補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第２項、第３項及び第４項に規定する町内の宿泊施設に宿泊すること。

(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号）で規定された児童、生徒、学生又は未就学児で構成された団体であること。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(3)　１回の合宿等に参加した団体に所属するもの及び当該団体の指導者等（先生、部長、監督、コーチ及びマネージャー等で、保護者や付添人は含まない。）が宿泊した延べ人数（以下「延べ宿泊者数」という。）が20人以上であること。この場合において、分宿の場合は、合算とする。

(4)　この要綱による補助金以外の補助金等を受けていないこと。

(5)　政治的又は宗教的な活動を目的としていないこと。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

2　前項の規定にかかわらず、町長が補助金を交付することが適当でないと認める者には、補助を行わないものとする。

(補助金の額)

第4条　１回の合宿等につき補助対象者に交付する補助金の額は、宿泊費の半額又は延べ宿泊者数に2,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、20万円を限度とする。

2　前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(複数年度にわたる合宿等の取扱い)

第5条　複数年度にわたる合宿等を行うときは、年度ごとに申請等を行うものとする。この場合において、第３条に規定する延べ宿泊者数は、合宿の初日から最終日までの宿泊者数とし、補助金はそれぞれ宿泊日の属する年度の予算から交付する。

(交付の申請等)

第6条　補助金の交付を受けようとするものは、合宿等が実施される日の30日前までに、南伊豆町合宿等誘致補助金交付申請書（様式第１号）に合宿計画書次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　合宿計画書

(2)　対象者名簿（様式第２号）

2　町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、南伊豆町合宿等誘致補助金交付決定（却下）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条　前条第２項の決定通知を受けたものは、内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ南伊豆町合宿等誘致補助金変更（中止）承認申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、南伊豆町合宿等誘致補助金変更（中止）承認書（様式第５号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条　第６条第２項の決定通知又は前条第２項の変更承認通知を受けたものは、事業完了の日から起算して30日以内に、南伊豆町合宿等誘致補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　宿泊証明書（様式第７号）

(2)　対象者名簿

(交付の確定)

第9条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南伊豆町合宿等誘致補助金交付確定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

(請求)

第10条　前条の通知を受けたものは、速やかに南伊豆町合宿等誘致補助金交付請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

(取消し)

第11条　町長は、第９条の通知を受けたものが、次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消し、南伊豆町合宿等誘致補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(1)　当該補助対象事業以外の目的に使用したとき。

(2)　提出した書類に虚偽の事項を記載又は不正な行為があったとき。

(3)　必要な書類の提出を怠ったとき。

(返還)

第12条　町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたものに対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則(平成31年2月18日要綱第11号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則(令和元年5月29日要綱第4号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。